

中山間地域等直接支払制度は令和2年4月から 『第5期対策』になります！

農業生産条件が不利な中山間地域等の農地を保全し、農地の持つ多面的機能を維持・発揮するために『中山間地域等直接支払制度』が導入され、これまで第1期対策（平成12～16年度）、第2期対策（平成17～21年度）、第3期対策（平成22～26年度）、第4期対策（平成27～令和元年度）が実施されてきました。令和2年度からは、第5期対策が開始されます。

中山間地域では、人口の減少や高齢化、担い手不足等などが、深刻な問題となっており、現在、中山間地域等直接支払制度に取り組んでおられる集落でも、次期対策での取組を断念又は縮小するおそれがあります。そこで、これらの課題に対応するため、今後は集落の連携、広域化が重要です。第5期対策では、取り組みやすい制度となるよう以下の見直しが行われております。

第5期対策のポイント

①体制整備単価要件を「集落戦略の作成」に一本化

集落の話し合いにより、協定農用地と集落の将来像を明確化し、第5期対策期間を超えても農業生産活動が継続されることを促すため、『集落戦略の作成』を体制整備単価(10割単価)の要件に一本化されます。



地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です！

②加算措置の拡充

協定参加者の減少や高齢化、担い手不足といった中山間地域等が抱える課題に対し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化するため、『集落機能強化加算』、『生産性向上加算』を新設するとともに、『集落協定広域化加算』を拡充しました。

5つの加算措置

『棚田地域振興活動加算』

NEW

『超急傾斜農地保安全管理加算』

『集落協定広域化加算』

『集落機能強化加算』

NEW

『生産性向上加算』

NEW



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動



地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

③ 棚田地域振興法に関する拡充

令和元年8月に施行された棚田地域振興法に対応するため、対象地域に『指定棚田地域』を追加し、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、『棚田地域振興活動加算』を新設されます。

地域振興8法

「特定農山村法」「山村振興法」「半島振興法」
「過疎地域自立促進特別措置法」「離島振興法」
「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」
「小笠原諸島振興開発特別措置法」 } 山口県なし

によって指定された地域

+
指定棚田地域

④ 遡及返還の見直し

農業者等が第5期対策に安心して取り組んでいただけるよう、農業生産活動等の継続ができなくなった場合に、遡及返還の対象農用地を『協定農用地全体』から『当該農地のみ』に見直します。

第5期対策に取り組みましょう！

以上により、協定農用地全体で遡及返還が適用されることがないので、安心して、第5期対策に取り組んで頂ければと思います。

第5期対策では、より取り組みやすくなった体制整備に加え、担い手の確保とあわせた集落連携や広域化、集落機能の強化、農作業の共同化及び省力化に至るまで、様々な取り組みを加算措置で支援します。

ぜひ、継続して制度に取り組みましょう。

中山間地域等直接支払制度のお問い合わせは、お住まいの集落がある市役所、町役場まで、お気軽にご相談くださいますようお願いいたします。

合同
開催

令和2年度農村環境の未来を考える研修会vol.13 令和2年度多面的機能支払中国四国シンポジウム

日 時 令和3年2月4日(木) 13時30分～
場 所 山口市維新公園4-1-1
「維新百年記念公園 維新大晃アリーナ」
主 催 山口県
山口県日本型直接支払推進協議会
共 催 農林水産省中国四国農政局

編集・発行：〒753-0079 山口市糸米2-13-35 (県土連ビル 4F 会員支援課内)

山口県日本型直接支払推進協議会

TEL 083-933-0755

FAX 083-933-0756

<http://www.tamenteki-yamaguchi.jp>